

## 1. 設置または管理規程の届出内容に変更があった場合の届出方法

	路外駐車場設置変更届	管理規程変更届
届出時期	あらかじめ（法第 12 条）※	あらかじめ（法第 13 条第 4 項）※
添付書類	規模・構造・設備の変更の場合 変更事項に係る図面等	駐車料金の変更の場合理由書等

※法とは、すべて「駐車場法」（昭和 32 年 5 月 16 日法律第 106 号）をいう。

## 2. 休止届・再開届及び廃止届の届出方法

	休止届	再開届	廃止届
届出時期	休止後 10 日以内 （法第 14 条）	再開後 10 日以内 （法第 14 条）	廃止後 10 日以内 （法第 14 条）
添付書類	一部休止の場合 休止部分に係る図面等	一部再開の場合 休止部分の平面図	

注) 届出書は、添付書類を含め各 2 部提出してください。